

第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの
意見を有する者の意見の概要

第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第 6 条の規定に基づき、「坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間行われた。

期間:平成 28 年 7 月 12 日(火)～平成 28 年 8 月 12 日(金)

場所:埼玉県環境政策課、埼玉県西部環境管理事務所、埼玉県東松山環境管理事務所、坂戸市都市計画課、川越市環境政策課、東松山市環境保全課、鶴ヶ島市生活環境課、川島町町民生活課の各庁舎内

「埼玉県環境影響評価条例」第 7 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書について平成 28 年 7 月 12 日(火)から平成 28 年 8 月 26 日(金)までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けた。提出された 1 件の意見書の概要は、次のとおりである。

意見書 1

1. 計画地に生息する動物・植物への配慮について

坂戸インターチェンジ北側の計画地にも多くの渡り鳥が生息しており、今回の計画地でも交通事故にあつて野鳥が保護される事例が度々あります。先月の 23 日に死亡したコミミズクも計画地で交通事故にあい、片翼を複数箇所骨折して何とか手術をして骨を繋ぐことはできましたが、とても野外で獲物を捕まえることはできないため、12 年間飼育していました。今後開発が進むと新しい道路ができたり、自動車の通行量が増えるため、今までよりも動物の交通事故が増えると考えられます。

その対策として以下のような対策を求めます。

- ①道路の幅員を狭める。
- ②自動車の速度が出しにくくなるような道路構造にする。
- ③現計画よりもさらに緩衝地帯の面積を増やすこと。

コミミズクは越冬するためにはるばるシベリアから坂戸までやってくる冬鳥です。日本で無事に過ごすことができなければ夏にシベリアに戻って繁殖することができず、いずれ絶滅することになります。埼玉県内の身近なみどりには 1975 年からの 30 年間で 3 割失われてしまいました。これは、東松山市全域あるいは山手線の内側全域と同じ面積です。このようにどんどん動植物の生息地が失われていますので、本来ならこれ以上の開発は行うべきではない状況です。環境、動植物への影響が少なくなるよう、さらなる計画の見直しを求めます。

2. 動物・植物の調査方法について

- ①58 ページ最終行「既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。」
・最新年 1 年だけでは、記録に入っていない種も出てくる可能性がある。経年変化を知るためにも少なくとも最新 10 年くらいの調査期間・頻度にするべきである。
- ②60 ページ「現地調査の調査期間・頻度」について

- ・表 4-6 には各季節どれくらい行うかが記載されていないので、調査期間と頻度を数値で表すべきである。
 - ・現地調査の調査期間・頻度が少ない。
- ③62 ページ「現地調査の調査地域は、図 4-7 に示すとおり、計画地及び周辺地域 200m の範囲を基本とする。」について
- ・周辺地域 200m では越辺川の半分くらいまでしか網羅されない。少なくとも川島町側の端までを含めるべきである。川に飛来する水鳥が坂戸インター北側の水田を利用しているし、この地域の生態系を把握するには川全体を一体的に調査する必要がある。